

「平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る
企画の募集について

環境省及び環境再生保全機構並びに全国都道府県では、都市における大気汚染物質濃度が一年のうちで高くなる 12 月を大気汚染防止推進月間とし、各種啓発活動を実施しています。

その事業の一環として、青い空の大切さや、一人一人が取り組むべきことなどを考え行動する機会として、大気汚染防止推進月間のポスター等に使用する図案を公募し、優秀作品については、本月間を中心に、掲載、各種媒体に宣伝告知を行うとともに、それらの表彰式を実施することとしています。

については、ポスター図案の公募から表彰に関する一連の業務等を請け負う業者を選定するため、企画を公募します。本件業務の請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成 21 年 4 月 20 日（月）までに企画書等を提出してください。

平成 21 年 3 月 30 日

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部環境改善課

「平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る企画募集要領

1. 目的

毎年、環境省及び環境再生保全機構並びに全国都道府県では、都市における大気汚染物質濃度が一年のうちで高くなる 12 月の一ヶ月間を大気汚染防止推進月間とし、大気汚染物質排出量の低減及び国民各層の大気保全意識の啓発を図るため各種のキャンペーンを行っている。

その事業の一環として、青い空の大切さや、一人一人が取り組むべきことなどを考え行動する機会として、平成 21 年度大気汚染防止推進月間のポスター等に使用する図案を公募し、優秀作品については本月間を中心に、各所に掲載、各種媒体に宣伝告知を行うとともに、それらの表彰式を実施することとしている。

2. 企画書及び見積書に記載する事項

基本仕様書を参照し、以下の各事項に係る企画書及び見積書等を作成し提出してください。なお、本件に係る予算は 1,000 万円（税込み）以下を予定しております。

3. 問い合わせ先、説明会の開催日時

(1) 問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：堀越

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミュージアム川崎セントラルタワー8階

電話：044-520-9567

FAX：044-520-2134

(2) 説明会の開催日時及び場所

平成21年4月8日(水) 14:00～ 環境再生保全機構内第3会議室B

4. 提出資料、提出期限、提出場所

(1) 提出資料

以下の資料を2部ずつ提出して下さい。

①企画書

- ・ A4判で作成し提出すること。
- ・ ポスター図案の募集方法について、説明等をなるべく具体的に明記すること。その際に紙媒体広告等を用いた提案であれば、そのイメージが分かるような提案を含むこと。
- ・ 国民各層の大气保全意識の啓発に資し、かつ次年度以降の応募拡大に繋がるポスター等の作成以外の応募作品を用いた効果的な企画を提案を含むこと。

②見積書(項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。)

③実施体制

④過去の主な類似業務実績(類似キャンペーン、ポスター等制作業務など)

⑤会社概要

⑥その他(御社が本業務を請け負う場合の利点などあれば明記して下さい。)

(2) 提出期限

平成21年4月20日(月)までの次の時間帯とします。(土曜日、日曜日を除く。)

午前10:00～12:00まで

午後 1:00～5:00まで

(3) 提出場所

資料は、次の場所へ持参するか郵送して下さい。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：堀越

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミュージアム川崎セントラルタワー8階

電話：044-520-9567

FAX：044-520-2134

5. 企画にあたっての留意事項

- (1) 企画にあたっては、募集告知や応募作品図案を用いた宣伝広報等において、効果的な企画を提案する。
- (2) 募集告知用のチラシについては、インパクトあるデザイン等を提案する。

6. 請負業者決定方法（予定）

- ・一次審査（書類審査） 4月中旬
- ・最終審査 4月下旬

（審査結果は個別に連絡します。なお、1次審査を通過した業者は最終審査の前日までに提出資料を6部追加で提出してください。）

- ・業者決定 4月下旬

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。
- (3) 採用、不採用については個別に連絡します。

以上

「平成21年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」企画の募集に係る
業者の選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方式により、業者の選定を行う。

1 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別添1のとおり「平成21年度大気汚染防止推進月間ポスター事業に係る業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を組織し、当該業務に最も適した業者を選定する。

2 選定の基準及び方法

(1) 選定評価基準

別添2のとおり

(2) 選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」（別紙様式1）にまとめ、以下の方式で当該業務に適した業者を選定する。なお、選定委員会の運営詳細は、（別添1）の「4. 運営方法」に従う。

- ① 企画書募集要領に沿って応募のあった企画書について、予防事業部環境改善課職員により別添2の選定基準に基づき審査を行う（一次審査）。一次審査を通過する企画は3企画程度を想定している。
- ② 一次審査を通過した企画については、選定委員会のメンバーに対して、各業者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施し、その内容について別添2の選定基準に基づき審査する。
- ③ 選定委員会において、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーション審査の結果、その点数の最も点数の高い者を、請負業者として決定する。

以上

(別添1)

「平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る業者選定委員会設置要綱

1. 目的

「平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る請負業者を適切に選定するため、「平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業に係る業者選定委員会（以下、選定委員会という。）」を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、「平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書、見積書その他の提出資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される

委員長	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部長
副委員長	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長
委員	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境保健課長
	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長
	独立行政法人環境再生保全機構経理部経理課長

※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

※ プレゼンテーション開催時に委員長不在の時は、プレゼンテーションの運営を副委員長が行い、その結果を委員長に報告する。

4. 運営方法

「平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書に基づき、予防事業部環境改善課において、「企画書の審査表」（別紙様式 2）に基づき一次審査を行う。一次審査において高得点を獲得した企画書上位 3 点程度について、選定委員会が審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーションを受け、「企画書の審査表」（別紙様式 2）に基づき各委員ごとに採点する。

【採点基準】

優れている……………	5点
やや優れている……………	4点
普通……………	3点
やや劣っている……………	2点
劣っている……………	1点

上記採点結果を元に、以下に従って業者を決定する。

- (1)採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を請負業者とする。
- (2)平均点が同点の場合、次の基準で請負業者を選定する。
 - ①「優れている（5点）」の数が多い者を請負業者とする
 - ②「優れている（5点）」の数が同数の場合は、「やや優れている（4点）」の数が多い者を請負業者とする
 - ③「やや優れている（4点）」の数も同数の場合は、「普通（3点）」の数が
多い者を請負業者とする
 - ④「普通（3点）」の数も同数の場合は、「やや劣っている（2点）」の数が
多い者を請負業者とする
 - ⑤「やや劣っている（2点）」の数も同数の場合は、委員の多数決により
請負業者を選定する

5. 庶務

選定委員会の庶務は、環境再生保全機構予防事業部環境改善課において処理する。

6. 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

以上

(別添2)

「平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業」に係る業者選定基準

- 1 ポスター図案募集の方法は具体的かつ適当なもので、応募数の増加につながる工夫がなされているか
- 2 提案された選定委員は「関連分野の有識者や著名人」として適切か
- 3 応募作品図案を用いた宣伝広報は、更なる普及啓発を図るための工夫を施した内容となっているか
- 4 不要な経費が計上されていないか
- 5 その他（他に特筆すべきことがあるか。また円滑な運営、柔軟な対応を構築できる組織体制となっているか。）

以上

(別紙様式1)

提出企画書一覧

番号	提出日	企画書提出者名	連絡先	見積金額(円)	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

(別紙様式2)

企 画 書 の 審 査 表

(企画書番号：) (企画書を提案した業者名：)

番号	審査項目	点数 (1~5点)
1	ポスター図案募集の方法は具体的かつ適当なもので、応募数の増加につながる工夫がなされているか ..(コメント)	
2	提案された選定委員は「関連分野の有識者や著名人」として適切か ..(コメント)	
3	応募作品図案を用いた宣伝広報は、更なる普及啓発を図るための工夫を施した内容となっているか ..(コメント)	
4	不要な経費が計上されていないか ..(コメント)	
5	その他（他に特筆すべきことがあるか。また円滑な運営、柔軟な対応を構築できる組織体制となっているか。） ※特筆すべきことが特にない場合は3点、プラス要素の場合は4点または5点、マイナス要素の場合は2点または1点を配点してください。 (具体的に記入)	
合計点		

【総合コメント】

.....

.....

.....

(注) 各審査項目ごとの配点の基準は次のとおり。

優れている 5点
 やや優れている 4点
 普通 3点
 やや劣っている 2点
 劣っている 1点

氏名 _____

平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター事業の実施仕様書

1. 目的

毎年、環境省及び環境再生保全機構並びに全国都道府県では、都市における大気汚染物質濃度が一年のうちで高くなる 12 月の一ヶ月間を大気汚染防止推進月間とし、大気汚染物質排出量の低減及び国民各層の大気保全意識の啓発を図るため各種のキャンペーンを行っている。

その事業の一環として、青い空の大切さや、一人一人が取り組むべきことなどを考え行動する機会として、平成 21 年度大気汚染防止推進月間のポスター等に使用する図案を公募し、優秀作品については本月間を中心に、各所に掲載、各種媒体に宣伝告知を行うとともに、それらの表彰式を実施することとしている。

2. 業務実施期間

平成 21 年 5 月～平成 22 年 1 月末（5 月下旬頃よりポスターの公募を開始する）

3. 主催者

環境省・環境再生保全機構・全国都道府県

4. ポスター図案募集等事業の実施概要

(1) 平成 21 年度大気汚染防止推進月間のポスター等に使用する図案の公募（5 月下旬頃～9 月中旬頃）、優秀作品の選定

①ポスター図案募集の事務局として、告知から応募作品のとりまとめ、優秀作品の選定にいたる一連の業務を行う。

- ア 全体スケジュールの策定
- イ ポスター図案の受付窓口の開設
- ウ 専用HPの開設
- エ 応募作品の取りまとめ
- オ 選定委員会の設置・管理

②ポスター図案募集

ア ポスター図案募集チラシの作成・発送・掲出等

平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター図案募集チラシにふさわしいイメージを持ち、かつインパクトのあるチラシを機構と協議のうえ、作成する。チラシは機構が指定する約 3000 箇所（約 200,000 枚）に配布するほか、応募数の増加が見込める団体、機関等と連絡調整のうえ、効果的な箇所に配布、掲出を行う。

イ 発送管理

ウ ポスター等の送付希望枚数の聞き取り

機構が指定するチラシ送付先（約 3000 箇所）のうち、155 箇所はチラシを送付する際に、平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター等の希望送付枚数を聞き取る案内文（事務局あてに希望枚数を F A X 送信する内容とする）を同封する。また、その管理、対応をする。

エ その他効果的なポスター図案募集広報活動

チラシの配布、掲出以外の効果的な媒体等を用いたポスター図案募集広報活動を行う。

③優秀作品の選定にあたり関連分野の有識者や著名人からなる選定委員会を設置し、その運営を行う。

ア 機構が委嘱する選定委員以外に 1 名以上の著名人を手配し、選定委員とする。

イ 選定委員への連絡・調整

ウ 選定委員への謝金・旅費等の支給

※選定する優秀作品数は以下を想定するが、増えることもあるため柔軟に対応すること。

- ・環境大臣賞 1点
- ・環境再生保全機構理事長賞 1点
- ・優秀賞 2点
- ・佳作 12点

(2) 平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター等に使用する優秀作品に対する表彰

① 選定された優秀作品の表彰に関する一連の業務を行う。

ア 表彰状の作成・副賞の手配（環境大臣賞及び機構理事長賞各 10 万円相当の品・入賞各 5 万円相当の品・佳作各 1 万円相当の品）

イ 優秀作品に選ばれた応募者との連絡調整を行う。

ウ 優秀作品に選ばれた応募者への旅費等の支給（大臣賞、理事長賞、優秀賞 2 名 計 4 名）

エ 優秀作品に選ばれた応募者への表彰状等の送付（佳作 計 12 名）

※優秀作品数は増えることもあるため、柔軟に対応すること。

(3) 平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター等の作成

必要枚数：B1ポスター約 2,100 枚（このうち約 150 枚は機構が指定するロゴマークを入れること）
B2ポスター約 57,000 枚 B3ポスター約 31,000 枚 B2カンパニ約 19,000 枚

(4) 平成 21 年度大気汚染防止推進月間ポスター等の地方公共団体等への発送

ア 作成したポスター等を機構が指定する約 3000 箇所へ発送するほか、配布、掲出を行うことで国民各層の大気保全意識の高揚を図れる効果的な団体、機関等と連絡調整のうえ、配布、掲出を行う。なお、追加送付等の要望には柔軟に対応すること。

イ 発送管理

(5) 応募作品図案を用いた更なる普及啓発を図るための宣伝広報

ポスター図案募集に対し応募のあった作品の図案を用い、上記表彰等以外の様々な工夫を施したキャンペーンを企画・実施する。

5. その他

本業務については、事業の趣旨、目的等を理解し実施することとする。また、本業務に必要な物品等の調達にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。印刷物制作に関しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境物品の調達の推進に関する基本方針（平成 21 年 2 月閣議決定）に定める 20-2 「印刷（1）品目及び判断の基準等」（別紙 3 参照）に従うものとする。

なお、この実施要領に定めのない事項については、当機構と請負業者との間で協議し決定するものとする。

20-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②表1に示されたB、C及びDランクの古紙再生の阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的からやむを得ず使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <p>③印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。</p> <p>④オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原稿入稿後から刷版作製までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>②印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。</p> <p>③印刷版（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。</p> <p>④揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>⑤表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 判断の基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。

3 判断の基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「紙ヘリサイクル可」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア.の場合を除く）する場合は「板紙ヘリサイクル可」

ウ。CまたはDランクの材料を使用する場合は「紙・板紙へリサイクル不可」

- 4 調達を行う各機関は、印刷物作製の発注にあたっては、表2の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作製に努めること。なお、資材確認票の適用については、平成21年度を試行期間とし引き続き内容の検討を行うとともに、普及促進を図るものとする。
- 5 「芳香族成分」とは、JISK2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 6 配慮事項④の「揮発性有機化合物の発生抑制に配慮」とは、次の配慮がなされていることをいう。
 - ア。インキ及び塗料の揮発性有機化合物の含有量に配慮されていること。
 - イ。湿し水、洗浄剤及び廃ウェス容器等からの揮発性有機化合物の発生抑制対策を講じていること。
- ウ。オフセット輪転印刷で熱風乾燥印刷の場合は、揮発性有機化合物排出処理装置（脱臭装置）を設置し適切に運転・管理していること。
- 7 配慮事項①から⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	【加工紙】 色紙（青または色の薄いもの）／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 色紙（赤、緑、黄または色の濃いもの）／ファンシーペーパー（表紙用等の特殊紙）／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙、昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙

② インキ類	凸版インキ・平版インキ・スクリーンインキ全般	—	—	—
	グラビアインキ溶剤型 フレキシオンキ溶剤型	グラビアインキ水性 フレキシオンキ水性	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ(ハイブリッドUVインキ)／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ(油性)	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
③ 加工資材	【製品加工】 製本用針金、ホッチキス等／リサイクル対応型ホットメルト(難細裂化EVA系ホットメルト／PUR系ホットメルト／水溶性のり)	【製品加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト		
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP貼り)／UVコート、UVラミコート／箔押し	【表面加工】 クロス貼り	
	【その他加工】 リサイクル対応型シール	【その他加工】 シール(リサイクル対応型を除く)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキュラーレンズ使用)	
④ その他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル対応型)	【異物】 ガラス／金物(製本用ホッチキス、針金等除く)／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材(石こうボード等)／不織布／粘着テープ(リサイクル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、香水、口紅等)

表2 資材確認票の様式(例)

御中		作成年月日: 年 月 日				
件名: _____		〇〇印刷株式会社				
印刷資材	使用有無	リサイクル適性ランク	分類	製造元・銘柄名	備考	
用紙	本文	○	紙へリサイクル可	上質紙	〇〇製紙/〇〇	
	表紙	○	紙へリサイクル可	アート紙	〇〇製紙/〇〇	
	見返し	○	紙へリサイクル可	アート紙	〇〇製紙/〇〇	
	カバー	-	-			
インキ		○	紙へリサイクル可	平版インキ	〇〇インキ/〇〇	
		-	-			
		-	-			
		-	-			
加工	製本のり	-	-			
	表面加工	○	紙へリサイクル可	OPニス	〇〇化学/〇〇	
その他		-	-			

↓

リサイクル対応		判別
Aランクの材料のみ使用	紙へリサイクル可	○
AまたはBランクの材料のみ使用	板紙へリサイクル可	
CまたはDランクの材料を使用	紙・板紙へリサイクル不可	

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。